

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法の一部を改正する法律

規制の名称：第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務を提供する電気通信事業者の当該卸電気通信役務の提供義務等の創設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

評価実施時期：令和4年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

現行制度では、第一種指定電気通信設備^{※1}又は第二種指定電気通信設備^{※2}（以下「指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者（以下「指定設備設置事業者」という。）には卸電気通信役務の協議に応ずる義務がなく、仮に当該協議に応じたとしても、その卸先の電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）に対して費用項目等の情報を開示する義務もないことから、基本的に卸先事業者の側から提案するような卸役務の協議は成立せず、指定設備設置事業者が提案する卸電気通信役務の料金その他の提供条件に従わざるを得ない状況があった。特に、広く一般利用者が利用するサービス（FTTH サービス、携帯電話サービス）の提供のため多くの事業者に用いられる光サービス卸やモバイル音声卸については、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きいにもかかわらず、長期にわたり卸役務の料金が高止まりしており、その点が問題視されていた。

上記のような状況において、今回の法改正（以下「本改正」という。）を行わなかった場合に、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（以下「指定卸役務」という。）に関する協議の問題点が是正されず、公正な競争環境の確保を維持することが困難な状況をベースラインとする。

※1 加入者回線を相当程度の規模で設置する電気通信事業者が設置する設備であって、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのない電気通信設備として、総務省令で定めるところにより指定される設備

※2 特定移動端末設備が相当程度の規模で接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者が設置する設備であって、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備とし

て、総務省令で定めるところにより指定される設備

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

指定卸役務に関する指定設備設置事業者と卸先事業者間の協議が適正に機能していないこと。

【課題の発生原因】

指定設備設置事業者と卸先事業者との間に情報の非対称性が存在し、指定設備設置事業者が卸先事業者に対して交渉上の優位性を有していること。

【規制の内容】

指定卸役務のうち適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの(以下「特定卸役務」という。)について、指定設備設置事業者に対して、特定卸役務の提供義務及び特定卸役務に関する情報(特定卸役務の料金額の算定方法を想定)を提示する義務を課す規定を整備する。また、指定設備設置事業者がこれらの義務を怠った場合に発する総務大臣による業務改善命令等も併せて整備する。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

指定設備設置事業者は、卸先事業者から求めがあつた場合は協議に関する情報を開示しなければならず、当該情報の提示に係る負担が生じることとなる。しかしながら、これらの情報は指定

設備設置事業者が既に有している情報であり、新たに作成等を要しないこと、協議を行うことは通常の業務活動の一環であることから、実質的に指定設備設置事業者には追加的な負担は発生しない。

【行政費用】

指定設備設置事業者が特定卸役務の提供義務及び特定卸役務に関する情報を提示する義務に違反した場合に、総務大臣が当該指定設備設置事業者に対して業務改善命令等を行う際の費用が発生するが、既存の業務改善命令の制度と同様の枠組みで対応可能であるため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和ではないため、該当せず。)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正により、特定卸役務に関する自律的な協議が円滑に進むことで、電気通信市場における競争が促進され、公正な競争環境の整備に資する。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず。）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和ではないため、該当せず。）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特定卸役務に関する自律的な協議が円滑に進み、電気通信市場における競争が促進されることで、結果として、電気通信サービスの多様化等により国民が受けるサービスの質の向上につながる可能性がある。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化で

きるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により追加的に発生する費用については、上記③のとおり、実質的に発生しない。他方、本改正により特定卸役務に関する自律的な協議が円滑に進むため、電気通信市場の競争が促進され、公正競争環境の整備に資することとなり、便益が生ずる。

よって、本改正に伴う便益は、その費用を上回るものであり、本改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

【代替案】

卸電気通信役務全体について、約款規制の導入が考えられる。

【代替案との比較】

代替案によることとした場合、約款手続に関する遵守費用及び行政費用が追加的に必要になることに加え、事業者間の相対契約を基本とする現行の卸制度の趣旨に反し、卸役務に関するサービスの多様性等を確保できなくなる可能性がある。よって、代替案は適切ではなく、本改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「接続料の算定等に関する研究会」において、指定設備設置事業者や卸先事業者の団体を対象に卸協議の実態についてヒアリング等を実施の上、「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）」についてパブリックコメントを実施し、令和4年2月に取りまとめた。同取りまとめにおいて、「指定設備設置事業者の交渉上の優位性や両者間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要であり、「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正を行うことが適当」とされている。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後3年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

特定卸役務に関する協議の実態。